

## ◇舞台ご利用に関するご注意◇

### ● ホール対応の作業範囲

栃木県総合文化センターでは、原則的に機材の設置・撤去及び操作は主催者または主催者手配の専門業者の方に行っていただいています。ただし、簡易なものに関しましては、ホール担当技術員が設置・調整及び撤去をいたします。ホール対応範囲の作業例は以下のとおりです。

(音 響)

- ① 6本以内のマイクの設置（ワイヤレスマイク含む）
- ② 再生装置・録音装置の設置
- ③ 3点吊装置は記録用であることを条件に設置（業者等の要望の場合は対応いたしません）
- ④ 楽器の拡声はマイクを専用にし、かつ音量固定でのみ対応
- ⑤ モニタースピーカの設置・調整（サブホールのみ、2台以内）

(照 明)

- ① 基本照明の設置・調整（ボーダーライト、シーリングライト）
- ② ネライ（位置固定のスポットライト）の設置・調整（メインホール3ヶ所、サブホール2ヶ所まで）
- ③ 舞台背景を照らす照明設備（ホリゾントライト）の設置・調整
- ④ ハロゲンピンスポットの設置
- ⑤ 基本的な調光操作（開演、終演及び休憩時のみの操作）

(舞 台)

- ① メインホール緞帳の昇降操作（昇降の合図担当者が必要となります）
- ② 美術バトン・照明用サスの操作
- ③ 小迫りの操作（昇降の合図担当者及び安全管理のための舞台監督等の手配が必要となります）
- ④ オーケストラピット・音響反射板の設置
- ⑤ ひな壇設置の指導・補助
- ⑥ 幕類設置の指導・補助
- ⑦ 屏風の設置・撤去
- ⑧ ピアノの移動

ご不明な点に関しましては、舞台技術員までお問い合わせ下さい。

### ● オーケストラピットの設置

オーケストラピットを使用する場合、原則的に1階E列の座席をすべて撤去する必要があります。撤去及び復帰のための人員は主催者様に手配していただきます。

オーケストラピットが稼動している場合、安全上の理由から舞台上、及びオーケストラピットの近くでの作業可能な区域は限定されます。タイムスケジュール決定の際にはご注意ください。

### ● 音響反射板の設置

音響反射板を設営・撤収の際には、安全確保上の理由から舞台上での作業可能な区域は限定されます。タイムスケジュール決定の際にはご注意ください。

### ● 所作台の使用

所作台は取り扱いに十分な注意が必要な機材です。

ご利用になる方々には、下記の事項を守っていただきます。

- ① 土足禁止
- ② 裸足または化繊製の靴下で台上に上がることを禁止
- ③ 底面がゴムのもの、または金属部品等所作台に傷が付く可能性のあるものを台上に載せる場合には養生が必要
- ④ 撤収時には台上の清掃が必要

また、所作台の設置・撤収作業は主催者様の関係者に行っていただくこととなります。

## ● 小迫りの使用

小迫り機構を使用する場合、舞台上に大きくかつ深い穴が開くため、極めて大きな危険を伴います。安全確保の理由から下記の条件が満たされた場合に利用可能とさせていただきます。

- ① 小迫り運転中に肉眼での安全確保が可能な照明の光量があること
- ② 運転中の小迫りの周囲に人がいないこと
- ③ 運転開始の合図を出す担当者がいること
- ④ 舞台上で安全確認（肉眼での目視限定です）をする担当者がいること
- ⑤ 奈落からの安全確認及び危険が発生した場合小迫りの停止ボタンを操作する担当者がいること
- ⑥ 安全管理のために舞台監督等の手配すること

諸条件は演目によって異なりますし、演目によっては条件を満たすことが不可能な場合がございます。ご利用を計画される場合は、必ず事前にご相談下さい。

## ● サブホール分割ステージ

サブホール分割ステージの稼動は、ホールの構造上目視による安全確認が困難なため、準備・設営時に限定させていただき、演目上演中の稼動はお断りしております。

## ● 専門業者の手配

次のような場合、専門業者の手配を必要となります。

- ① ホールの対応範囲を越えた機材を使用する場合
- ② 取り扱いに習熟を必要とする機材を使用する場合
- ③ 危険な作業を伴う機材を使用する場合

※栃木県総合文化センターでは業者を特別指定しておりません。

## ● 舞台用の横看板・懸垂幕の製作

舞台用の横看板を製作する場合、枠を使用する場合とそうでない場合で注意点が異なります。

### ①横看板に木枠を使用する場合

ホールには木枠のご用意はございませんので、専門業者への発注、自作の必要があります。

ヒートン（ねじ込み式吊り金具）の使用はご遠慮いただいております（抜け落ちる事故があるため）。

金具を使用する場合には看板枠をボルトで貫通させ固定する方法でご検討下さい。

看板枠が木製でかつ裏面に釘打ちしても構わない場合には、裏面に木材を釘で打ちつけホール常備の紐を使用して吊ることが可能です。

### ②横看板に木枠を使用しない場合

紙や布などだけの状態であっても対応可能なことがあります。

ただし、ガムテープを使用することが可能なのか（材質が紙の場合、ガムテープで固定すると再利用は困難となります）、固定するための紐などがついているのかなど、条件によって方法は異なりますので、事前に舞台技術員までご相談下さい。

懸垂幕を自作する場合、文字の書き出しより上に余白を数メートル作っていただきます。吊物を吊るための鉄パイプ（バトン）が観客から見えないようにするためです。

懸垂幕を多量に設置する場合、推奨サイズ内であってもすべてを吊ることが困難な場合があります。舞台の間口の範囲内で収まるよう、ご検討下さい。

## ● 屏風の使用

屏風の移動がない場合や1～2回程度の移動であれば、ホールの担当技術員が設置・撤去をいたしますが、それ以上の移動がある場合、専門技術者の手配をお願いすることとなります。また、屏風を取り扱う場合には表面を傷めないために軍手等の手袋をしていただきます。

## ● ピアノの調律

栃木県総合文化センターでは、ピアノの調律は利用時間内に行っていただくこととし、調律範囲を440～443Hzと定めており、調律は利用時間内に行って頂きます。また、通常の範囲外のピッチ（439Hz以下および444Hz以上）に調律した場合には、利用時間内に通常ピッチ範囲に戻して頂く調律（戻し調律）を必ず行っていただきます。

利用時間、開演・終演時刻の設定の際には以上のことを考慮してください。

● ピアノの複数台使用

各々のホールで2台のピアノを使用することは可能ですが、同一メーカーではありません（STEINWAYとYAMAHA）。同一メーカーのピアノをご希望の場合、または3～4台のピアノ使用をご希望の場合には利用状況によって可能となる場合があります。必ず、ホールご予約の前にご相談ください。

また、2台以上のピアノを使用する場合、ピアノの天板をはずすことが多々ございます。その場合、天板の着脱は調律師の方に作業していただきますので、調律師の手配をお願いいたします。

● 舞台上の飲料水

舞台床面保護と舞台床下の電気設備に対する影響等の理由から、舞台上では原則的に水物厳禁です。

ただし、講演会やシンポジウムなどで長時間講演やディスカッションをなさる場合には、ペットボトルのようにフタ付の容器を使用する、下にトレーを敷くなど容器が倒れた場合の措置を講じるなどの条件の下であればご利用可能です。

コンサート等のステージドリンクは舞台に持ち込みの敷物を敷いていただくことが条件となります。

● 客席内の機材設置

客席内に写真撮影等の三脚、映写用のプロジェクター、または録画調整用機材等を設置する場合、通路に設置することは火災予防条例上できません。そのため、機材の設置は客席内である必要がありますので、入場者数の設定、入場券の発券及び座席の指定の際にはご注意ください。

また、三脚を使用しての撮影の場合にはホールへの届出が必要となります。事前打ち合わせの際にホール担当者までご確認ください。

● 松ヤニの使用

バレエ等で滑り止めとして松ヤニを使用していただけれます。ただし、次のことが条件となります。

① 走りこみ部分及び楽屋からの導線すべてにリノリウムを敷くこと

② 楽屋通路を養生すること

走りこみ用のリノリウム、楽屋用の養生シートなどホールでご用意可能なものもございますので、事前にご相談下さい。

● 火災予防上の禁止行為

宇都宮市火災予防条例第23条では、劇場の舞台及び客席で喫煙及び裸火を使用することや火災予防上危険な物品を劇場の舞台及び客席に持ち込むことを禁じています。しかし、火災予防上支障がないと消防長が認めた場合にはこの限りでない、ともされておりますので、喫煙及び裸火の使用、火薬等の危険物を演出効果の理由から使用する場合には、必ず事前にホールと所轄消防署（栃木県総合文化センターの場合、宇都宮中央消防署）にご相談下さい。

また、スモークマシンのように火災とまぎらわしい煙等を発するおそれのある行為も同様の扱いとなりますので、ご注意ください。